

令和8年度大学進学者育英奨学生募集要項

公益財団法人 大桑教育文化振興財団

公益財団法人大桑教育文化振興財団では、有為な人材の育成に寄与するため、和歌山県内の高等学校等に学ぶ、学力・人物ともに特に優れた生徒で、大学での修学に経済的援助を求める者に対して、育英奨学金を給付し、その学習活動を支援します。

1 募集の人員

和歌山県内で10名

2 給付の内容

(1) 育英奨学金の給付額

月額5万円（年額60万円） 返済の必要はありません。

(2) 育英奨学金の給付期間

令和8年4月から正規の課程の最短修了年限（4年間、医学科・薬学科は6年間）の終期まで給付します。

(3) 育英奨学金の給付方法

I期・II期・III期・IV期に分け、それぞれ3ヶ月分まとめて、奨学生の指定する金融機関の口座に送金します。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ・ I期分（4月～6月） | 4月に給付（新入生は手続上5月になることがあります） |
| ・ II期分（7月～9月） | 7月に給付 |
| ・ III期分（10月～12月） | 10月に給付 |
| ・ IV期分（1月～3月） | 1月に給付 |

(4) 奨学生は年1回の予定で公益財団法人大桑教育文化振興財団が主催する育英奨学生研修懇話会への出席及び成績証明書（年1回の予定）の提出を必要とします。

3 応募者の資格

令和8年3月に和歌山県内の高等学校等の卒業予定者で、日本の大学（短期大学・専門学校は除く）に進学を希望する者のうち、令和8年度の入学試験に合格が見込め、次の用件のすべてに該当する者。

(1) 学力・学業・人物に特に優れ、向上心に燃えている者

（評定に制限はないが、実績では採用の学力評定平均値は概ね3.8以上の者となっています）

- (2) 大学への進学後も特に優れた学業成績を取める見込みがある者
- (3) 経済的な理由により修学に困難があり、正規の課程の終了年限まで援助が必要と認められる者

＊ (3) の要件は必要条件ですが、十分条件ではありません。(3) に該当する者の中で (1) (2) の要件を重視しますので、その点を十分に留意されて推薦してください。

4 募集の方法

当財団は、在学学校長に応募資格者の選考と推薦を依頼し、その推薦があった者を応募者として受け付けます。学校からの推薦人員は1校3名以内にしてください。推薦者が複数になる場合は順位をつけてください。申込用紙は必要に応じてコピーしてお使いください。

5 応募の手続き

育英奨学金の給付を希望する人は、在学学校を通じて次の書類を当財団に提出してください。

(1) 育英奨学金給付申請書 (別紙様式第1号)

(2) 育英奨学生推薦書 (別紙様式第2号)

(3) 調査書

(大学受験時に大学へ提出する調査書。第3学年は1学期末現在で記載。)

(4) 所得の証明書

(同一世帯内の納税義務者全員について、市町村長の発行する所得証明を受けてください。)

(5) 家庭調書 (別紙様式第3号)

6 応募書類の送り先

公益財団法人 大桑教育文化振興財団

〒641-8501 和歌山市中島184番地の3

TEL 073-425-3394

7 応募書類の締切

令和7年8月4日 (月)

8 選考の方法

当財団に設けられている奨学生選考委員会で候補者を選考し、その報告を受けて当財団理事会で育英奨学生予定者を決定します。

9 選考結果の通知

令和7年9月下旬までに在学学校長を通じて応募者に通知します。

10 奨学生の本決定

育英奨学生予定者が、大学へ入学後、2週間以内に在学証明書及び当財団所定の書類を提出したとき育英奨学生として本決定します。入学しない場合は、資格を失います。

11 問い合わせ

大桑教育文化振興財団事務局までお問い合わせください。

電話の場合は月曜～金曜日の10:00～15:00にお願いします。

12 その他

- (1) 応募書類提出後、申請内容等に変更が生じた場合は速やかに当財団事務局までご連絡ください。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。
- (3) 育英奨学生内定者には、後日（令和8年1月頃）、奨学金を受けるために必要な手続き書類を送付します。

以 上